

令和4年第4回（12月）大郷町議会定例会会議録第3号

令和4年12月6日（火）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（12名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	5番	佐藤千加雄君
6番	田中みつ子君	7番	熱海文義君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

欠席議員（2名）

4番	大友三男君	8番	石川壽和君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	千葉	昭君
復興推進課長	武藤	亨介君	復興推進課技監	門脇	匡哉君
税務課長	小野	純一君	町民課長	片倉	剛君
保健福祉課長	鎌田	光一君	農政商工課長	高橋	優君
地域整備課長	三浦	光君	会計管理者	伊藤	義継君
学校教育課長	菅野	直人君	社会教育課長	赤間	良悦君

事務局出席職員氏名

議事日程第3号

令和4年12月6日(火曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第67号 大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第68号 大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第69号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第70号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第71号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第73号 大郷町営住宅条例の一部改正について
- 日程第9 議案第74号 財産の無償貸付について
- 日程第10 議案第75号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第11 議案第76号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第77号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第78号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第79号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第80号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第81号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第82号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第 1 8 閉会中の所管事務調査

日程第 1 9 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 7 号 大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6 8 号 大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6 9 号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 7 0 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7 1 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 2 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 3 号 大郷町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 財産の無償貸付について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 令和 4 年度大郷町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 令和 4 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 令和 4 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 令和 4 年大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 9 号 令和 4 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 令和 4 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 1 号 令和 4 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 2 号 令和 4 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第18 閉会中の所管事務調査

日程第19 委員会の閉会中の継続審査の件

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、7番熱海文義議員、9番和賀直義議員を指名いたします。

日程第2 議案第67号 大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第67号 大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の改正の中で、大郷町過疎地域持続的発展計画の中で設定されている第1条の対象となる産業振興促進区域内の製造業、情報サービス業、農水産物などの販売業、旅館業などの対象になるものという説明でございますが、今回の発展計画の中で、大郷町の中ではどのようなものが概要になるのか、令和、新しい一番最近の計画の中で、概要となるものがもし分かれば、対象となるものがあれば、教えてほしいのですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく地方税の減収補填措置ということで、大郷町の場合ですと、全域が過疎地域に指定がなされております。その地域の中で、製造業であり、旅館業であり、指定されている業種についてそういった事業を展開した場合に、地方税の減収を行うというふうな中身になってございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 計画はそのとおりなんですけど、既に4月1日に遡ってやるということになっていますから、計画出しているでしょう。もう町で、その計画に概要でいいから、こういうところ対象になるのではないかという、そういう、もし考えがあるならば、教えてほしいということで、私たちはただ、ここでいわゆる言葉だけ説明されても何かぴんとこないところがあるものですから、狭い大郷の中である程度つかんでいるのかなという認識のもとに質問したんですがもしなければ、分からなければおかしいのですが。難しいのかな。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（小野純一君） お答えいたします。

申請自体につきましては、償却資産のことになりますので、令和5年1月30日までに申告するようになりますので、4月1日の過疎指定された後から、新たに償却資産として、対象になるものを取得したものが対象になりますので、まだこれからになります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 附則の中で、公布の日から施行し、令和4年4月1日以後に取得した特別償却資産設備ということで、そうしますとこれは、今回の、来年ですか、令和4年度の申告によって初めて見えてくるということで理解していいんですか。今ははっきりしないということで。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（小野純一君） そのとおりです。令和5年度が初年度になります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第67号 大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第68号 大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第68号 大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のこの議案については国の行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律ということで、その制定に基づいた地方義務ということで、今回、この議案68号が提案されているわけですが、これに係る経費は100%国の負担で、求めてもらえるものなのか。

それから、令和5年1月1日ということで、早速なんですけど、この周知徹底どのように図っていく考えなのか、その2件についてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

まず、国の補助金関係でございますが、デジタル基盤改革支援補助金というものがございまして、国の示しておりますガバメントクラウドを活用した環境で構築された標準準拠システム、そういったものに関しての補助事業となります。これは国から示された上限金額のもと、10分の10の補助になります。

ただ今回、条例の制定をお願いしている分については国の部分ではなく、条例規則等で定めております、大郷町独自の行政手続に関するものでございますので、その部分については、国の補助等はないものと思います。ただ、全協でもお話しさせていただきましたが、マイポータルを使った引っ越しワンストップサービスについては、令和5年2月から大郷町でも実施することになっておりまして、その準備をこれまで続けておりまして、2月1日からやるということになります。施行期日の問題でございますが、国の引っ越しワンストップの関係が、2月から行われるものですので、条例上制定しておかなくてないものですから、今回1月1日の施行にするものでございます。

それから、先ほど言いました町単独のものにつきましては、1月1日から条例は施行するものの、まだ準備段階でございます。今手続的には、

各種書類の公印省略という言葉聞いたことがございますが、印鑑省略です。失礼しました、印鑑の省略という言葉聞いたことがあるかと思いますが、そういったものの精査をした上で、電子申請、オンライン申請ができるものについて、順次できるものから行っていくという考えでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、施行期日が令和5年1月1日になっておりますが、実質仕事するのは2月1日からだということの説明のようですが、それで理解していいんですね。その間どのように周知徹底を図っていくかということもあるのですが、広報だけじゃなくやっぱり広くその旨を伝える必要があると思うんですが、どのようにそれを伝える考えなのか、それを併せてお聞きしておきたいと思います。

それから今いろいろ話あったわけですが、私、国の法律改正に基づく地方の義務という位置づけのもとから、かかる費用については、オンラインでできる、24時間オンライン体制ができるというようなことの費用というのは、若干町でも負担出てくるのかなと思いつつも、最終的には国で出すべきなのかなという思いを込めて質問したわけなんです、その辺分かりやすく、もう一度お聞きしておきたいと思うんです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えします。

2月の引っ越しワンストップサービスにつきましての周知でございますが、こちらのほう、転入先の自治体で手続を行うようになります。これもマイナンバーカードが必要となると思いますが、マイナンバーカードを取得して、紙ベースですと転出届を出して、転入届をするものですが、これによって転入先のほうでマイナンバーカードを提示すれば、提示というか読み込みをすれば、その場で住民の移動処理、移動手続が終了するという内容でございますので、周知は、そう大々的にやるものなのか、どうかちょっとその辺、内部で検討しまして、できれば広報2月号に、その旨の周知の広報をしたいと思っております。

それから補助金でございますが、先ほども申し上げましたとおり、国のガバメントクラウドというのがあるんですが、ガバメントというのは日本語で政府という意味でございますが、ガバメントクラウドにのせられる、これは全国一律でやるものですが、そういったものにのるものについては、国からの補助があるものと考えておりますが、町単独

でやるものに関しては、単独費用になるものと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますとこの議案第68号からずっと、67、8、9、10も出てくると思うんですが、マイナンバーカードに登録しないとこれらは利用できないということに理解していいんですか。その辺もう一度だけ。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 100%マイナンバーカードが必要というわけではございませんが、大部分の分野において、マイナンバーカードが必要になるものと認識しております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第68号 大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第69号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第69号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第69号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第70号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、議案第70号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第70号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第71号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第71号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第71号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7案 第72号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 別表に、1級から7級まであるわけですが、現在分かっている範囲で、等級ごとの職員の数、1級職何人、2級職何人、7級職何人ということで、それが分かれば、答弁を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 答弁いたします。

手持ちに資料が持ち合わせておりませんが、分かる範囲で申し上げますと、7級につきましては1名、6級については4名、5級については9名、町長部局、教育委員会、議会事務局合わせての数字です。申し訳ございません、4級以下につきましては、後ほど資料を提出させていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第73号 大郷町営住宅条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第73号 大郷町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 12月から入居できるということで、ちなみに家賃はどうなるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

家賃につきましては、所得に応じて算定してございまして、入居される予定の方にみな御提示しております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 東日本大震災のときは、何か減免措置というのがあったような気がするんですけども、今回の場合にはそういうものは一切なくて、今の公営住宅の基準にのっかっている年収に応じての家賃でもう決まっちゃうよと、そういうことなんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第73号 大郷町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第74号 財産の無償貸付について

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第74号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 本会議ですので、前にも質問あったかと思うんですが、これまで貸付けしておいて、なかなか工事が進まなかった状況がありますが、今回、貸付けして、いつから工事が始まり、いつから操業できる予定なのかお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

今現在工事の始まっています、11月下旬から始まっています、年度内3月ぐらいまで終わります、4月、年度明けには操業開始の予定ということで、話は聞いてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第74号 財産の無償貸付についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第75号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第9号)

議長（石川良彦君） 次に日程第10、議案第75号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 一番最初のほうの地方債のページ、7ページですね。この部分について説明書をもっているんですが、当初予算から過疎債に移行した理由と、あくまで過疎債というのは町の発展のため使うものであって、今まで計画した内容で過疎債を使うというのはどうなのかなという思いがありますがお考えをお示しいただきたいと思います。

それから、この過疎債について、過疎地域持続的発展計画というのが、国のほうに示されているはずなんですけど、それがまだ決まっていない状態で、この予算づけというのはどうなのか、お聞きしたいと思います。

それから、ページ数が21ページの農業振興費の中の農業施設経営持続支援補助金とその下の経営所得安定対策事業補助金、詳しく教えていただきたいんですが。

それから25ページ、学校振興費の中の負補交で、全国中学校体育大会出場補助金という、全国大会に出場するのに2万6,000円という算定はどこから来たのか、私、少し安いんじゃないかなというような気がするんですけども。安いでなく、足りないのすか。

あと27ページのボイラー等の改修工事、大きい金額なんですけど、この詳しい内容、全部取り替えるのか、改修だから修理なのか、分からないんですけども、随分多額なのでその中身を教えてください。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、地方債費の過疎債に今回振り替えて変更しているわけですが、持続的発展計画につきましては、今後過疎を脱却するための施策が全部該当するんじゃないのかというお話だと思う

んですが、それらも含めた中で様々な事業計画が入ってございました。多分議会のほうにも提案しまして、それで御可決いただいたところがございますが、これらの事業も含めた中で過疎債が可能だということがございますので、今回、当初予算に計上しておいた事業も、今回過疎債のほうに振り替えることが可能だという判断の中、県の今ヒアリングを受けてございまして、あとそれも国のほうに行って、最終的に判断されるわけがございますが、今回の組替えによって過疎脱却のもう一つの手段もございまして、今までやってる継続事業もございまして、それらも全て過疎債に充当が可能だということから、今回御提案させていただいているものでございます。

議長（石川良彦君）　続きまして、まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　計画につきましては、現在県を通しまして国のほうに提出がなされてございます。国のほうで計画の調整がなされておりました、早ければ今月中に承認が出る見込みとなっております。そのような中で、財政課長が答弁したとおりそちらの過疎債のほうと、共通に、歩調を合わせながら調整をしているところでございます。

議長（石川良彦君）　新たな事業と入れるべきでないかというのだけでも、そこに関しての見解をお願いします。答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君）　お答えします。

今年度事業につきましては、過疎の指定が4月1日からでございまして、当初予算計上時には、過疎指定になるかどうかというのはまだ分かっていなかった状況でございます。それで、今年度につきましては事業が当初からもうスタートしてございますので、来年度、令和5年度以降の予算の中にその旨等も入れながら、予算計上をさせていただく予定でございます、新規事業等も出てくる部分もでございます。その際、再度詳細に、議会のほうに御提案をさせていただければと思っております。

議長（石川良彦君）　次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋　優君）　お答えいたします。

21ページ、農業施設経営継続支援補助金1,000万円でございますが、こちらにつきましては、本年7月の大雨により被害を受けました町内に園芸施設を有する農業者が、引き続き町内で、園芸施設による事業を継続して行う場合、経営の継続を目的として、今回支援するものでございます。今回、補助の対象経費としましては、今回受けた被害額から保険適用額を差し引いた金額の3分の1、それで上限が200万円ということで算定してございます。現在のところ、町で把握している施設としては、

5施設ということで、把握している部分がございますので、それを目的として計上してございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。学校教育課長。

農政商工課長（高橋 優君） 失礼しました。

議長（石川良彦君） もう一つ、すみません、農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 失礼いたしました。

同じく21ページの経営所得安定対策事業補助金でございますが、こちらにつきましては、大郷町地域水田農業推進協議会、こちらの事務費に係る補助金ということになってございます。当初予算として314万8,000円ということで計上をしておったところでございますが、今回、国の農林水産省共通申請サービス、eMAFFと呼ばれる申請サービスでございますが、こちらへのデータ移行経費の増分ということで、新たな配分があったため、今回138万8,000円ということで、増額の計上させていただいております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

まず、25ページでございます。全国中学校体育大会出場補助金でございますが、こちらは本町の中学校の卓球部男子が、県の新人大会で団体優勝しまして、全国大会に出場するものでございます。通常東北大会、全国大会に出場する場合は、交通費、それから宿泊料、それから大会参加費、パンフレット代等を補助しておりますが、今回のこの大会は3月に行われるわけですが、会場が利府町のセキスイハイムスーパーアリーナで行われますので、大会参加費と、選手分のパンフレット購入費だけを計上しております。交通費は、町のマイクロバスを考えております。

それから、27ページ、学校給食センターのボイラー等改修工事でございますが、こちらは平成10年の給食センター開設以来設置しておりました蒸気釜等を使う蒸気のボイラーと、それから室内の暖房用の温水ヒーターを全て改修する工事の予算を計上したものでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 財政課の課長が、過疎債については認められるということなんですけれども、認められるから振替したというような言い方なんですけれども、やっぱり過疎債使うのだったら、町としてもっと早く新しい事業を出して、早めに新しい事業に使ったほうがよかったんでない

のかなと思うんですけれども。これから、令和5年度新規でやっていくということなんですけれども、新しい目玉みたいなのではないのでしょうか。今回やっつて大体まず継続しているやつなんで、新規といっても、これももう最初から考えていた内容だと思うので、これ以外にも、新しいものってないのか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、園芸施設補助金は分かりました。

中学校の卓球って、確かに補助を出したと思うんですけれども、中学校の同窓会のほうからも多分出るんです。だけれども、本当にこの金額で間に合うのかどうかもう1回、ちょっと心配なところあるんです。それだけです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 過疎債を新規事業にというお話でございますが、今年度実は都市防災総合推進、こちらも計上してございます変更で都市防災総合推進事業、これにつきましては中粕川の防災コミセン関係の部分も入ってございますので、今回造成工事ということになってございますがその部分が、新規事業といえば新規事業ということになるかと思いません。あと来年度以降、かわまちづくり事業とかいろんな事業が今度出てきますので、来年度当初予算時に詳細に御説明させていただきますが、新規事業がどれぐらい、今から当初予算のほうも、今月9日から当初予算のヒアリングを今から、各課のヒアリングをしていくわけでございます。どういう事業が今各課で要求されているのか、今の段階で分からない部分もございますので、詳細に決定次第、あと3月定例会になるわけでございますが、その際に、議員の皆様にお知らせして、予算でございますので、御提案をさせていただく予定としてございます。その際よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

予算計上に当たりまして中学校のほうにも、2度ほど確認をいたしまして、こちらの額でというような申請をいただく予定になっておりますので、この金額で間に合うものだと考えております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 関連ですので答弁させていただきます。

補助金につきましては、お示しのとおりでございますが、このほか、町長の交際費並びに教育長の交際費のほうから、自由に使えるお金ということで御祝儀という形で、お渡しさせていただいております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） さっき聞いて答弁もらえなかったんですけれども、国に申請出して、まだ下りてないわけですよ、許可が、許可というか認定されてないというか、この時点で、過疎債のこの予算の計上というのは大丈夫なんですか。もし落ちなかったらどうするのかなと思って。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 過疎債につきましても町のほうでも、県を通じまして、国と、総務省のほうとも協議してございます。そちらも併せて、今月中には内示等が出てくるかと思っておりますので、多分並行して、今国のほうでは審議をしているということでございますので、過疎債にならない、過疎指定にならないということではなくて、多分その計画についても、採択なるということで、町としてそれぞれ過疎債、あと過疎計画につきまして、両方今走っている状況でございますので、両方が認可を受けた中で進めていくということで御理解いただければと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 今7番議員の関連になってきますけれども、過疎債についてお聞きしたいんですが、今これ見ると総体で5億いくらかな5億1,900万円ぐらいになるのかな。その金額、過疎指定というものになったこの4年間というふうに記憶しておりますが、そうすると、この金額は4年間そのまま行くのかどうか、それともどうなのか。もし、4年間であれば、20億円という大きな金が補助で出てくるというような格好になりますが、それは補助ではない、過疎債ということでありましたが、その辺、どのようになっているか、お聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

今回約5億2,000万円ほどの計上をしてございますが、ソフト部分につきましては3,500万円、これは上限額が決定してございます。これは来年度以降も継続すると予想はしてございますが、そのほかのハード事業につきましては、今年度約5億円弱でございます。それにつきましては要望額として、毎年、今後も計上していくわけでございますが、その金額につきましては国の予算の範囲内ということでございますので、どれぐらい大郷町に割当てになってくるか分かりませんが、いずれにしても、もう事前に、過疎債に対象の事業について、事前に国のほうに協議をした段階で、それでお認めになった部分で該当するものでございますので、

来年度がこれぐらいなるだろうというのは今の段階でちょっと分からないものでございますので、毎年、これから3年間、今年度を含めて4年間でございますが、それぞれの年度ごとに、国のほうに協議をした段階で、どれぐらいの金額が借りれるかということになってきますので、その都度また議会のほうに御報告させていただければと考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） この過疎債先ほど7番議員もお話をしておったようでありましてけれども、要するに過疎になった元というのは、地方から中央のほうに人口が集中して、このような過疎になっているということですよ。そんなことからして、やはりもっと引き止めるなり、またはいろいろな策が必要だろうと思うんですね。その中で例えば、人材の育成だったり、中長期的な考えでそのような基金をつくるなり、何か子供たちにもう少ししっかりとした、そういうものをこの過疎債で残すべきだろうと私は思うんですね。

議長（石川良彦君） 石垣議員、予算に係る質問にしてください。

11番（石垣正博君） そういうことで、もう少し考えてほしいんですが、いかがでありますか。

議長（石川良彦君） 質問内容変えてください。

11番（石垣正博君） 要するに、金額的なものと言われれば、ハード事業ということがほとんどのようであります。特に、5億1,000万円のうち3,000万円限られた数字とはいえ、非常に私としては、この数字は物足りないのではないかなと思うんですね。ですからもっとソフト事業というものに力を入れてほしいと、そういうことを言っておるんです。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

ソフト事業につきましては先ほどお話しさせていただきましたが、3,500万円という上限がございます。それで今年度充てる事業につきましては、給食費の今無償化事業ということで実質無償化ということで、小中学校、あとこども園の関係の部分で無償化にしている部分でございますので、それらを充当させてもらっています。それが約3,000万円を超える部分がございますので、あと今回新たな目玉商品ということで、新規事業として大郷の観光資源の看板商品の作成事業等を、これも補正予算で御可決いただいた中で今事業展開しているところでございますが、それなりのソフト事業部分につきましては、充当させていただいて約3,500万円が上限ということでございますので、いろいろ多分そのほかの部分も、

あらゆる手段を講じたらよろしいんじゃないかという石垣議員のお話でございますが、上限がございますので、今の給食費無償化だけで約3,000万円もう超えていることとございますので、そうしますと、オーバーした部分につきましては、町の一般財源ということになってきますが、今後、来年度予算編成が今からでございますので、それらも含めてた中で、いろいろ内部で検討しまして、次の3月議会に来年度はこのような事業で過疎債を充当させていただくという旨をお話しさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 過疎債のソフト事業について、今年だけのソフト事業の割当てなのか、パーセンテージですね、何%かあるんでしょうけれども、それはどうなのか。それも毎年違うのかどうか。それから、1つこのハード事業で心配なのが、私は一般質問でもお話し申し上げましたが、この水道事業、このことについても早急に手を下していかなきゃないんだらうなと私は思っているんですね。そういうことからして今回のこのハード事業には載っていませんけれども、もっと長寿命化とか、そういうようないづれ期限が来る……

議長（石川良彦君） 石垣議員。補正予算の内容に係る質問にしてください。

11番（石垣正博君） しっかりと水道事業にもお願ひを申し上げたいと思います。以上であります。

議長（石川良彦君） 次、質問ありませんか。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 6ページの債務負担行為補正なんですけれども、3番ふるさと納税委託業務に関して、お伺いします。今現在、令和4年度されている事業者さんがいると思うんですけれども、その業務は伸びていると思うんですけれども、やはりちょっと少しくレームがあったりとか、対応が少しある部分があるので、これの見直し、今後ほかの事業所さんだったりとか、そういうような選定というのはどうなっているのか、お伺いします。

そして、12ページ、歳入なんですけれども、21款諸収入、2の雑入でなんですけれども、農政商工課さん担当の地域観光資源活用看板商品創出事業補助金なんですけれども、800万円ありますけれども、その内容と、金額は誰がどのように使われるのか、お伺いします。

あともう1点が、19ページ、民生費、委託料25万5,000円なんですけれども、高齢者シェルター事業について、詳細な内容をお伺いします。

以上です。

議長（石川良彦君）　まず答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君）　まず1点目のふるさと納税の関連でございますが、今現在、返礼品の事業者でございますが、15事業者ございまして、146品ほどを、本町からホームページ等、あと専用サイトに計上してございます。それで今現在、12月2日以降年末キャンペーンということで、事業者の御協力いただきながら、ちょっと割増した品をそろえた中でやってございまして、それで今寄附を募っているところでございます。大分今月に入りまして、寄附者も増えてきてございます。それでクレーム対応ということもございしますが、クレームにつきましては、最近本町には直接クレームということは、今は来てございません。いろいろ事業者に多分以前はあったかと思いますが、今はないわけでございますが、いろいろ研修会等を開いた中でクレーム対応の仕方なり、クレームを出さないような返礼品をつくっていただくとか、事業者もそれぞれのニーズによる、お客さんあつてのふるさと納税になってきた、お客さんというのは失礼ですけれども全国民の方からいただくわけでございますので、できるだけいい品物、大郷町でつくった物、大郷町で生産されたものを全国に発信して、我々も、町としても、全国に発信しているわけでございますので、クレーム云々じゃなくて、もっともっと、やっぱり大郷町に寄附していただいて、大郷町の本当にファンということで、毎年何回も、いただいている方もいらっしゃいます。ですので、その辺は我々も慎重に対応しながら、幾らかでも寄附者が増えるように、寄附金が増えるように、いつもお願いしますが議員の皆様からも、もういろんな点ですね、あと1か月が、今年度の一番書き入れどきになってきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石川良彦君）　次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋　優君）　お答えいたします。

12ページ、雑入でございます。地域観光資源活用看板商品創出事業補助金864万3,000円でございますが、こちらにつきましては、自然、食、文化等の地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品を創出するための、コンテンツの造成から販路拡大、観光戦略の策定まで、一環とした事業として実施するものに対する補助金ということで、いただいているものでございます。

具体的な内容というところでは、7月の臨時会で、支出で補正させていただきますが、主な内容といたしましては、本町の農業体験プログラムであったり、観光資源を組合せてのモニターツアーの造成、そ

れから、観光戦略等の策定業務といったところが主な内容となっており、

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 19ページの委託料、高齢者シェルター事業でございますが、虐待等で身の安全を守る必要があると判断し、緊急性がある場合、一時的に高齢者等を保護する制度でございまして、想定としましては、養護老人ホーム等の施設を想定しての委託料となっております。

以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） もう一度お伺いします。

ふるさと納税の件、なんですけれども、事業所さんが既存にありまして、そのほかにもふるさと納税の返礼品の事業所さんがあると思うんですけれども、今既存のやられている事業所さん以外に、もっと積極的にやられている事業所さんとかの選定だったりとか、そういう調査とかは行われているのか。かつ、そういうことをやっているのか、お伺いします。

それと、12ページの農政商工課さんのことなんですけれども、どのことがされて、どのような反映が行われたのか、もう一度お伺いします。

19ページのシェルターの件に関して25万5,000円なんですけれども、何名とか人数であったりとか、その内容は分かったんですけども、今後これを大きく考えていかなきゃいけないのか、それともこれで終わるのか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 事業者の新規開拓というお話だと思いますが、町でもホームページ等を利用して、全町民の方にお知らせはしているところでございますが、新たに追加している分にも全部で15事業者ということになってございます。最近1社追加なった部分がございます。これもまた毎回お願いするわけでございますが、議員の皆様はそれぞれの地盤がございまして、いろいろ御案内いただければ、我々があと営業に歩きますので、その辺もよろしくお願ひできればと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お応えいたします。

どのような内容でどういったことをしてきたのかということでの御質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、まずモニターツアー

でございますが、こちらにつきまして、1月にモニターツアーのほう、2つのプログラムで開催予定ということになってございます。こちらモニターツアーについては、ある意味ターゲットを都市部の方、関東圏も含めてということになります。都市部の方をターゲットにということですので、今後、いろんな形で、地域との交流が図れて、町のPRも兼ねられるのかなと思っております。

それからもう一つ、観光戦略の策定でございますが、こちらについては、今現在、契約のほう済ませまして、いろんな形での調査であったり、分析であったりというのは、これから行われるような形になります。そのモニターツアーの結果も踏まえてというところでの、観光戦略の策定ということになりますので、3月までには、計画のほう策定予定となっております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

この事業に関しましては、あくまでも一時的な措置ということの意味で使わせていただくというものでございます。その間に、やむを得ない措置等で、介護保険あるいは障害者のほうで、今事業展開しているやむを得ない措置ということがありますけれども、そちらに移行するものなのか、自立できるものなのか、または、また家に戻れるものなのか、それらを判断して、期間を設定していきたいというものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 今の高齢者のシェルター事業、これ老人養護老人ホームに委託するということなんですけれども、委託した団体というかな、それが追っかけてやるということなんですかね。それで町でどのように介入するのか、その辺の内容と、申請というのは本人から来たりするのか、それとも民生委員があげてくるのか、その辺もちょっとお聞きしたいなと思います。

あと同じ19ページに、保護措置費として260万円載っているんですけども、これはどのような内容に消化されていくのか。

あと次のページに、予防接種健康被害調査委員報酬と載っているんですけども、今いろんなワクチンとか接種事業をやっていて、国でもそういう救済制度があって、そのためにこういうものが出てきているのかどうか。

以上3点。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず高齢者シェルター事業につきましては、こちらに関しましては、施設側におきましては、身の安全を図ることを優先にさせていただいて保護していただくと。その後の生活の場について、町なり関係部署と協議しながら、どうしたらいいのか、最終的には本人の意思を確認しながら、生活の再建の方向性を見いだすというものでございまして、町で全く関与しないというものではございません。

2番目の保護措置に関しましては、こちら、先ほども申し上げましたが、やむを得ない措置ということで、虐待等で入所せざるを得ない方について、保護しているものでございまして、こちら、当初2名で計上させていただきましたが、1名増えてその費用と、あと4月に遡って、そちらの単価改定がございまして、そちらの増分を計上したものでございます。

3番目の御質問、大変申し訳ございません、ちょっと聞き取れなかったものですから、申し訳ございません。

議長（石川良彦君） 和賀議員。

9番（和賀直義君） 今いろんなワクチンとか出てきていて、国でそういう予防接種をやった場合に健康被害の救済法というのがありますよね。そういうワクチンを受けたために副反応なんかが起きて、そういう被害が起きたと。その調査委員なのかなと思って今質問しているわけなんですけれども。どうなんでしょうかということです、これ。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

20ページの予防費の予防接種健康被害調査委員報酬に係る質問かと思えますけれども、こちら、コロナのワクチン接種が始まったということで、そちらに対する被害の調査に対する委員会も必要だということで、既存の委員会のメンバーがそのまま接種に関する被害調査委員会ということで、設置しております。その中で、本県でも発生しておりまして、その調査委員会を開いたものでございまして、今後もあるやに思いますので、その開催費用1件分を計上したものでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） メンバー構成お聞きしたいんですけれども、結構専門的な知識が必要になってくると思いますが、このメンバー構成ってどうな

っているんでしょうか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

メンバー構成につきましては、医師2名、保健所から1名、担当課長である私1名、計4名の委員でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それではまず、6ページの債務負担行為について、特に12番目の学校給食の賄い材料購入についてなんですけど、インボイス制度が来年の10月から一応、国ではやろうとしている状況で、その辺の説明など仕入先についてどうしているのか。それから、学校給食費の賄い材料、もしこれからオーバーした場合には、どのような考えを持っているのか、その辺について一つお聞きしておきたいと思います。これでは令和4年度にも合致すると思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、12ページから13ページの詳細について、この中でこれまでの公共事業債7件が過疎債に替えたということで、この7件については限度額が合計で1億3,190万円と多額の増額になっているわけですが、いろいろ説明あったんですが、詳細にわたって、どういう形でこれが増額になったのが、その辺の理由をお聞きしておきたいと思ひます。

それから11ページの、戻りますが、11ページの不動産の売払いについて、売払収入の757万1,000円について、何か中村とか、中粕川云々だったとか、これ、細かい説明を求めたいと思ひます。

それから、同じく11ページの一般給付金について、何かどこどこ解散したというような話での説明だったんですが、多額の745万4,000円が入っているということで、これについて、もう一度詳しく説明を求めたいと思ひます。

それから、12ページの雑入の中で、農水商工課の中で地域観光資源活用看板商品創出事業補助金ということで864万3,000円が入っておりますが、これはどこで出しているのか。どこにお願ひしているのか。具体的にその内容についてももう少し細かい歳出について説明を求めたいと思ひます。

それから歳出の16ページについて、財産管理費の中で、委託料350万1,000円、これ委託料ですね、土地の境界ということで何か羽生とどこだかがということであったのですが詳しい説明をもう一度求めたいと思ひます。どこの測定をやったのか。

それから、18ページの災害援護資金貸付金について、1,360万円返しているということでございますが、幾らぐらい予算で当初始まって、この1,360万円という金額がどれぐらいの割合になるのか。ちょっと額が大き過ぎるのではないかと思うんですが、あまり計画性が、資金貸付けの申込みが少なかったということはそれなりに評価していいんでしょうが、予算がどの程度あってどのぐらいの比率でこのような金額になっているのか、その辺はお聞きしたいと思います。

それから19ページの社会福祉費の補助費の中で、263万4,000万円、保護措置費については、今保健福祉課長から虐待どうのこうの説明あったんですが、特にこの関連してですが、現在大郷町の施設に長期入所している方何人ぐらいいるのか、それからデイサービス何人ぐらいいるのか、その辺をもし分かっていたら、おおよそで結構でございますので、その辺の実態についてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） そのことについては、別なときに聞いてください。

12番（千葉勇治君） もし分かればね。

議長（石川良彦君） 質問続けてください。

12番（千葉勇治君） それから、21ページの農業費の中で、先ほど、農業施設経営継続支援補助金ということで、経営継続支援補助金ということから成果から見ますと5つの団体があって、支出というか、あるということですが、この5つの団体の名前と、それから間違いなく今後継続していくのかということで、1,000万の補助金に当てはまる方なのかどうかどのように判断してそれが今回の予算に組まれているのかお聞きしたいと思います。

それから、22ページの道路橋梁費について、特に道路新設改良費の中で、けやき坂に道路照明灯を設置するということが179万6,000円組んでおりますが、入り口というような説明だったんですが、これの工事をいつころまで終えるのか、それから、あわせて補償費ということで、100万7,300円の用途についてどのような補償費になるのかそれをもう一度説明を求めたいと思います。

それから23ページの教育費の中で、特に教育委員会費の中で報酬ということで、17万8,000円の僅かな金額ですが、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬ということになっているんですが、いじめ問題についてどのような話合いがされているのか何回ぐらい開催されているのか、形式だけの1回だけの開催では私は許されないと思う。結構いじめあるということで聞いておりますので、そういう点で不登校も併せて、この17万

8,000円の報酬について、どのような委員会が開催されているのか状況についてお聞きしたいと思います。

それから27ページのボイラーの改修工事、これは経年劣化ということで、これは仕方ないと思うんですがただ、学校給食にかち合わないようにぜひ進めてほしいという思いも込めてどのような計画を持っておられるのか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

以上です。よろしく答弁を求めます。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時05分 休 憩

午 前 11時15分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

まず、6ページでございまして、債務負担行為に関連する質問の中でございしますが、学校給食費の納入業者からの購入に関するインボイス制度のことだったと思いますが、こちらにつきましては、制度にのっとって対応していきたいと思っております。

2つ目の同じ関連の質問で賄い材料の予算が間に合うのかという御質問だったと思いますが、こちらは現状のほう地場産品を利用したりしている関係で高騰あるものの現在のところは頂いている予算の中で、執行が可能になっております。ただ、今後の状況もございしますので、必要に応じましては、3月の補正予算でお願いをする可能性があるかなと思っております。

続きまして23ページでございまして。

いじめ問題対策連絡協議会等委員報酬についてでございしますが、こちらについては今後開催する予定となってございすけれども、委員会を開催して調査が必要になるかもしれない案件がございすことから、今回、開催回数を増やしまして、報酬の増額をお願いしているものでございす。

それから25ページでございす。違いますね、27ページです、失礼しました、27ページでございす。

ボイラー等を改修工事でございす。こちらにつきましては、受注生産になりますので、まずは3月末の契約を予定しておりますが、3月に繰越しをお願いする可能性もございす。

以上でございす。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

11ページの土地の売払収入、757万1,000円の内訳でございますが、まず1点目につきましては野球場の端のほうを、今回、令和元年の台風19号東日本台風並びに今年の7月の豪雨の際に冠水した方がございまして、その方の新しい家を造成中ございまして、間もなく建築が始まるようございまして、その売払い部分が695万7,000円でございます。

あともう1点につきましては、今、吉田川堤防中粕川地区の改修で堤防を広げてるわけでございますが、その部分で61万5,000円は今回新たな部分で追加となったものでございます。

続きまして一般寄附でございますが、これにつきましては昨年度末に、県の下水道公社が解散になりまして、その残余財産が関係で市町村に対して配分されたものですので、その部分が745万4,000円となるものでございます。

12ページの地方債関係でございますが、当初予算から比較しますと大分増えたということでございますが、当初予算計上時に資料に書いてございますが、充当率はそれぞれ90%とか、75%ということになってございます。これにつきまして補助残、補助金が例えば50%にしますと、それが1,000万円の事業費に対して50%の補助500万円が来ます。500万円の0.9が起債対象事業となるもので450万円しか借りられなかったのですが、1,000万円その補助金の裏部分、100%今度借りられますので、500万円まで借りることが可能となってございます。そのほかに、継ぎ足しといたしまして、その補助対象外の事業が実際出てくる部分がございまして、その事業部分の事業に対しても起債が充当可能ということになったものから、今回増額の予算計上となったものでございます。

次に、16ページでございます。16ページの土地境界確定測量業務350万円の関係でございますが、これにつきましては中村の西原地区に今度町のほうに土地を譲渡したいというような方がございまして、その部分を境界確定測量をして町で今回買うということの予定でございます。その前段として、土地境界を確定する業務と、あともう1点につきましては羽生の穴前地区でございまして、町で管理しているため池がございまして、それに、町道から水路が入っているわけでございますが、走っておるんですが、その水路が民地を通っております。それで町のいわゆる町道部分の水路からそのため池まで行く部分が今まで民地だったものですので、その部分の境界を確定し、後にその部分を町で分筆測量して、町の固有

地として官地としてするために今回、その測量業務として委託をするもので今回予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

12ページ、雑入の看板商品創出事業補助金864万3,000円でございますが、こちらについては、どこで出しているかといったところでございますが、まずこちらの事業、観光庁の補助事業、国の補助事業ということにはなってございます。元手としてはそういうことになります。ただこちら、事務局、こちらの看板商品創出事業の事務局を通して、町のほうに補助金として交付されているということもありまして雑入という形になってございます。事務局については、民間の委託業者が請け負っているというような内容になってございます。

続いてどこに出しているかというところでございますが、こちら、観光戦略策定業務につきましては、事業コンサル、それからモニターツアーの造成につきましては観光事業者、それからあと備品についても若干ございましたのでこちら備品については、事務機の取扱い事業者ということで、そちらと契約をして事業を進めているところでございます。

それから21ページ、農業施設経営継続支援補助金でございますが、こちら先ほど、算定の際に5社ということでお話をさせていただいた内容ということでございますけれども、こちらの対象となる事業者というのが、大規模園芸施設の経営事業者ということになります。補助の対象として先ほども申し上げましたが、被害額から保険の適用額を差し引いた額を補助の対象額とすると、その補助の対象額については300万円以上のものを対象とするということになるので、かなり大規模な園芸施設のある企業ということになると、ある程度大松沢地区のほうで、限られた企業ということになってくるかと思えます。

それで、そちらの企業が間違いなく今後継続していくかというところでございますが、こちら、今お話させていただいた5社のうちの3社については間違いなく継続はすると思われませんが、残り2社については、まだ今後の見通しについて、はっきりと町のほうに回答がございませんので、その辺については、まだ継続するかどうかというところで確認をした上で、こちらの補助金については、交付できればと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。保健福祉課長。

保険福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

18ページの社会福祉総務費の貸付金、災害援護資金貸付金でございますが、こちら7月15日からの大雨による災害に係る災害援護資金貸付金となっております。当初、床上浸水見込件数8件ということで計上しておいて、案内を申し上げたところですが、期限内に申込みがございませんでしたので、全額減額するものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

22ページの土木費、道路橋梁費の中の道路新設改良費の工事請負費でございますが、こちら179万6,000円の道路照明灯設置工事でございますが、けやき坂入り口の道路照明灯工事でございます。こちらにつきましては材料等の手配もございまして、年度内に設置する予定でございます。

続きまして、下段の補償補填及び賠償金107万3,000円の補償費につきましては、愛宕下鍋釣線歩道設置工事に伴います、立ち木の補償でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の22ページの補償費について、愛宕下鍋釣、これ、今の、前から指摘されていたところなのかどうか、この辺についてちょっとどこなのかもう一度詳しく教えてほしいと思います。

それから、町債についてはそうしますとこの、増えた金額については、充当率なり、それに基づいた設計費なりがこれまで見られなかったのが対象になるということで、あえて事業費としてそのものが、事業費としては増えたのではないんだと、事業費そのもの同じだが、ただ充当率なり何なりが変わってきたから、ただ単純にこのような形になってきたということで理解していいんですね。そのことについて確認したいと思います。

それから、雑入についての地域観光資源看板商品創出事業について、どこにという何か今いろいろ出されましたが、結局はみな外頼みだということのようですが、これは歳出のほうでは、観光関係で出ているということで理解していいですか。その辺もう一度、どこで出ているか、この歳出の中で教えてほしいんですが、それを求めたいと思います。

それから、災害援護資金については全然予定がなかったと、申込みがなかったという、100%返すということで了解していいんですね。そうですね。

それから、農業費の農業施設経営継続支援金、5社のうち3社は間違いなくやると、あと2社がどうなるか分からないということで、それ間違いなく確認して、本当にこれやらないところにやったら大変なことになるのももちろん国の補助事業でしょう、国というか、いろいろな補助。これ60ですこれね、一般財源から出しているんですね、ですから、なおさらのこと慎重に対応してもらわないと、町の姿勢いかんによってはこれが大きな赤字になってくる、穴が開く恐れもあるということで、あわせて商工費のですね、商工振興費、これも事業継続支援交付金ということで140万円出ていますが。これについてどういう考えなのか、ちょっと私ほろったもんで22ページだったんですがこれをお聞きしておきたいと思います。

それから、道路橋梁費について補償費について、これ先ほど説明申し上げましたが、もう一度説明お聞きしたいと思います。

それから、いじめについてはもう一度今回やるということで、いじめ問題ですか対策連絡協議会ですか、今回どういう、特にもう1回やるということは何か深刻なものも出ているという話も今ちょっと聞かれたのですが、その内容もし、どういふものなのかお聞きしたいと思います。

それから、ボイラーの改修費、改修工事について、どうも繰越し云々ということで、学校給食の作業に、つくるに当たって影響ないんであればいいんですが、その辺、完全にないようにしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） まず答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

補償費につきましては、以前より危険が指摘されておりました愛宕下鍋釣線の歩道がない区間についての場所でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

調査費の質問であったわけですが、千葉議員のお見込みのとおりでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

看板商品創出事業でございますが、こちら歳出については、7月の臨時会での補正予算ということで歳出のほうを計上してございます。内容としては商工費の観光費ということで、計上をさせていただいているところでございます。

それから、農業施設の支援の関係でございますが、仮に、事業を継続しないということを確認しましたら、当然、交付はできないということになります。その辺はきっちりと慎重に対応をしていきたいと思っております。

それから、商工費の事業継続支援の交付金でございますが、こちらについては、今年度の予算で、当初予算でとっておりましたが、これは第6期ということになります、今回については、7月から12月ということになります。その前の第5期ということで、当初予算をとらせていただいておりますが、20%以上の売上げ減の事業者に対してということでの継続の事業でございます。こちらで当初予算に不足が生じたために、今回140万円の増額の補正の計上ということになってございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

23ページのいじめ問題対策連絡協議会委員報酬に関する御質問でございますが、現在事実関係を調査中でありまして、まだ詳細が分からない状況でございます。

それから、学校給食費のボイラーの改修工事につきましては、学校の休業期間中に工事を行う予定でございますので、学校給食の提供についての影響はございません。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ありがとうございます。

最後になんですが、どのページだったか忘れてしまった、今中学校工事していますね、外壁ですか、あれ授業に影響しないような音、音があまり極力出さないようにしてほしいという父兄の要望も大分あるわけなんですが、その辺について、どのように対応なされているか。

議長（石川良彦君） 補正予算に係る質問にしてください。

12番（千葉勇治君） 補正にあったんだ。

議長（石川良彦君） 次の質問どうぞ。

12番（千葉勇治君） ページ数。までに今調べっからっしゃ。どこだっけな。

こっちでもいいんだな。過疎債の小・中学校外壁等修繕工事に関連して、

ちょっとこの調査に関連してお聞きしておきたいんですが、迷惑のないような対応を望みたいということで強い要望があるんですがお聞きしておきたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

外壁工事につきましては、音の出るものにつきましては、3時以降、学校のほうと協議しまして、授業等の終わる3時以降という形で調整しております。また土日という形での実施ということにしておりますので、その辺は学校と十分に調整をしまして、工事のほうは行っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第75号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第76号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、議案第76号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第76号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第77号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第12、議案第77号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第77号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第78号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第13、議案第78号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第78号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第79号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、議案第79号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 63ページ、歳入の繰越金、前年度繰越金とありますが、今の時期の繰越金というのは、何か理由ありますか、そこをお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

例年9月に繰越金の額の確定をしたところでございますが、今回12月、9月には補正がなかったので、12月のほうで計上させていただいています。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 9月でできなかったというのは、何か手間取ったとか、そういうのあるわけですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

9月補正時点では、歳出予算がなかったからでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 歳出予算なかった、歳出がなかったということは、その時点でもう分かっていたと理解していいのすか。これは出るはずがないと、何か、職員の人たちの怠慢ということはないですよ、その辺。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） そういったことはございません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第79号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第80号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第15、議案第80号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） これも74ページで、繰越金ありますが、これも説明をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

9月補正の時点で、歳出がなかったからでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第80号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第81号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第16、議案第81号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 宅地分譲事業費に関係して聞きたいんですが、原団地の入居について、当初の予定戸数、建設戸数、それから実際今入居されている戸数、災害住宅と一般住宅とそれぞれについてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 予算に特別係る質疑でないんですけれども、いいですか。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

当初の分譲の戸数につきましては11戸でございます。そのうち被災者向けに5戸、残りが一般公募として販売させていただいております。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかに。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その中で実際、今入って建てて、完売されたとか、その辺について状況をお聞きしておきたいです。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

11月中に全て契約が整いまして、完売となっております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第81号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第82号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算
（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第17、議案第82号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第82号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 次に日程第18、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査の件

議長（石川良彦君） 次に日程第19、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務産業常任委員長から付託事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した付託事件、請願第1号、消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施延期を求める意見書提出についての請願書の審査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。総務産業常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、総務産業常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和4年第4回大郷町議会定例会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。

午 前 1 1 時 4 5 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員